

永平寺町介護認定審査会条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第21号

### 永平寺町介護認定審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第14条に規定する永平寺町介護認定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 審査会は、法第27条第5項及び第6項並びに第32条第4項及び第5項に規定する事項のほか、これに附帯する事項を処理する。
- (2) 審査会は、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者について審査及び判定を受託することができる。

(委員の構成)

第3条 審査会の委員の定数は25名以内とし、次の各号に定める分野に関する学識経験者より選出し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療分野
- (2) 保健分野
- (3) 福祉分野

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 認定審査会における審査判定の公平性を確保するため、保険者である町の職員は、審査委員となることができない。

5 審査委員は、調査員として認定調査に従事することができない。

(合議体の設置及び構成)

第4条 審査会に設置する合議体数は、5以内とする。

2 1合議体の委員の定数は、5から6名とする。

3 合議体は、前条第1項各号に掲げる分野の委員を均等に配置する。

4 委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

(合議体長の職務)

第5条 合議体長は、合議体を構成する委員の互選により1名置く。

2 合議体長は、合議体の行う審査についての会務を総括する。

3 合議体長が、所属する合議体の会議に出席できない時は、当該合議体に所属する委員の中からあらかじめ合議体長が指名する者がその職務を代理する。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、合議体長の中から互選により1名置く。

3 会長は、会務を総括し審査会を代表する。

4 会長は、審査、判定等の研修会のため、委員を招集することができる。また、その他、必要に応じ委員を招集することができる。

5 会長は、認定審査会及び合議体の招集状を各委員に送付する。

6 会長は、合議体長の中から副会長を1名指名する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

2 会長は、議長となる。

3 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第8条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第10条 審査判定に用いた記録の保存及び管理運営方法等については、永平寺町文書管理マニュアルに準じる。

(意見書等の提出)

第11条 審査会は、審査した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第12条 委員及び第9条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(永平寺町介護保険条例の一部改正)

2 永平寺町介護保険条例(平成18年永平寺町条例第108号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会(第2条)」を「第2章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第2条 削除